

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後①*】

* 6月20日の改正建築基準法の施行後、9月6日までに開始した又は実施した取組

(1) (財) 建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設

(H19. 6. 29~)

- 改正建築基準法に係る質疑・応答 (Q&A*) H19. 10. 24現在 415問
※ 設計や審査にあたる実務者等から寄せられた質疑を逐次整理し、回答をQ&A形式で公開。
(毎週水曜日を定例の公開日とし、それ以外の日も、作業状況に応じ追加で公開)
- 確認審査・検査の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算書適合性判定の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算概要書の記載事例 (木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造)
- 確認申請書の作成事例 (戸建木造住宅)
- 確認申請書・通知書等の新様式
- 旧認定プログラムを有効に活用するための注意点

(2) 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書

H19. 8. 10 解説書の発刊

H19. 9. 5~ 講習会の開催 (日本建築防災協会、日本建築センター) 【延べ18会場】

(3) 特定行政庁・指定確認検査機関に対する確認申請手続き円滑化の要請

H19. 8. 6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

H19. 8. 9 住宅局建築指導課長通知 (国住指第1899号)

「改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について」

(4) 説明会の開催等

(建築主側)

H19. 6. 20・21 政府広報 (毎日、産経)

H19. 7. 23 日本住宅建設産業協会 講習会 (東京)

H19. 7. 30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本経済団体連合会、不動産協会等)

H19. 8. 8 不動産協会 講習会 (東京)

H19. 8. 31 中央官庁営繕担当課長会議及び全国営繕主管課長会議の検討会

(設計・施工者側)

H19. 7. 4 日本建材・住宅設備産業協会 講習会 (東京)

H19. 7. 30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本建築士会連合会、建築業協会等)

H19. 8. 24 住宅九州新聞社 セミナー (福岡)

H19. 8. 27 日本建築士事務所協会連合会緊急全国会長会議 (東京)

H19. 9. 6 日本木造住宅産業協会 セミナー (大阪)

(確認審査側)

H19. 8. 6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後②*】

* 9月7日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（1）「改正建築基準法電話相談窓口」の開設（9月18日開設）

- (財) 建築行政情報センター内に、設計・施工・審査の実務者から電話等による質問や相談を受け付ける相談窓口（電話：03-5206-6135）を開設
(一日当たり、数十件程度)

（2）関係団体等に対する周知の徹底（本省主催：9月19日）

- 建築主側の関係団体（代表）に対する説明会
(社) 不動産協会、(社) 日本ビルディング協会、(社) 全国宅地建物取引業協会連合会 等
- 設計・施工側の関係団体（代表）に対する説明会
(社) 日本建築士事務所協会連合会、(社) 日本建築構造技術者協会、(社) 建築業協会 等
- 確認審査側の関係団体に対する説明会
都道府県・政令都市、指定確認検査機関、指定構造計算書適合性判定機関
- 上記全ての関係団体に対して、Q&Aを含め、これまでの全ての関係情報を電子媒体として無料で提供し、各団体のHPへの掲載を依頼するなど、その周知徹底を図る

（3）ブロック毎の関係団体等に対する周知の徹底（整備局等主催：9月18～28日）

- 本省担当課長等を派遣し、各地方整備局等における上記諸団体の都道府県単位会等向け説明会
(北海道：27日、東北地整：26日、関東地整：25日、北陸地整：25日、中部地整：27日、近畿地整：18日、中国地整：25日、四国地整：21日、九州地整：26日、沖縄県：28日)

（4）その他

<地方整備局建政部長会議の開催> 9月11日

- 確認申請手続きの円滑化に向けた特定行政庁及び指定確認検査機関に対する指導の徹底
- 関係団体等に対する改正建築基準法の周知の徹底

<地方整備局長会議の開催> 10月3日

- 今後の対応方針と取り組みの徹底について

<技術的助言通知の発出> 9月25日通知（国住指第2327号）

- Q&Aのうち手続き円滑化の実効性の高いものをとりまとめ、技術的助言として特定行政庁、指定確認検査機関等に通知

<上記以外の説明会の開催>

H19.9.14 住宅産業研修財団 セミナー（東京）

H19.9.14 日本木造住宅産業協会 セミナー（東京）

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後③】

* 9月28日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（1）都道府県ごとの周知の徹底

- 中央の団体（連合会等）及び地域ブロックごとの説明会と同様に、各都道府県において、建築主側、設計・施工側及び確認審査側の関係団体に対する説明会を実施
(実施済み33都道府県)
- 改正建築基準法に関する設計・施工側の関係者からの相談にきめ細かく対応するため、各都道府県に相談窓口を設置（47都道府県で設置済み）

（2）改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣

- 改正建築基準法の内容や運用等に習熟した「改正建築基準法アドバイザー」を登録し、関係団体等からの要請に基づき、全国各地で開催される研修会等へ派遣
(全国アドバイザー46名、都道府県アドバイザー143名、10/12アドバイザーリンク研修会)

（3）地域の構造設計実務者に対する支援

- 「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」の追加講習会を開催
(34都道府県の建築士会・建築士事務所協会の主催により開催(10月25日～))
- (社)日本建築構造技術者協会等に構造設計実務者向けの研修会・相談会の開催等を要請

（4）指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援

- 構造計算適合性判定における判定機関の工学的判断等を支援するため、国土技術政策総合研究所及び(独)建築研究所の担当者等を活用した「判定支援ネットワーク」を整備
(10月16日～ 電子メールによる回答サポートを開始)

（5）確認審査等に関する苦情の受付

- (財)建築行政情報センターのホームページ(<http://www.icba.or.jp/>)上に開設している「苦情箱」において、確認審査等に関する苦情を受け付け(10月2日～)
※匿名による苦情も受け付け、対象の審査機関に対しては、国土交通省や都道府県を通じて苦情内容を通知するとともに、必要に応じて助言等を行う。

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後④】

* 10月9日（追加措置発表）以降、開始した又は実施した取組

6月20日に施行された改正建築基準法については、確認申請手続の円滑化が図られるよう、実務者に対する情報提供等に努めているところであるが、更にその一層の徹底を図るとともに、建築関連中小事業者の資金繰りを支援するため、以下の措置を講じたところ。

（1）都道府県知事あて総務省との連名通知の発出

改正建築基準法の円滑な施行に向けて、国土交通省として、これまで各般の情報提供を行ってきたところであるが、今後は、各都道府県等において、よりきめ細かな情報提供、相談対応等を図っていただくよう、総務省とも相談の上、都道府県知事あてに総務省との連名通知を発出。

（10月9日）

（2）セーフティネット貸付の実施

大工・工務店など関連中小企業等への資金繰りなどの経済的影響が懸念されることから、中小企業庁に対応の要請を行い、10月9日より、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口が設置され、セーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和措置が講じられることとなった。

国土交通省においても、地方整備局、地方公共団体、関係事業者団体等に周知を図る。

（3）民間金融機関による金融の円滑化

民間金融機関による金融の円滑化を図るため、建築確認・建築着工減少により資金繰りに影響を受ける健全な中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮と、全国銀行協会等の各金融関係団体に対する同趣旨の周知徹底を、金融庁に対して要請（10月16日）。